

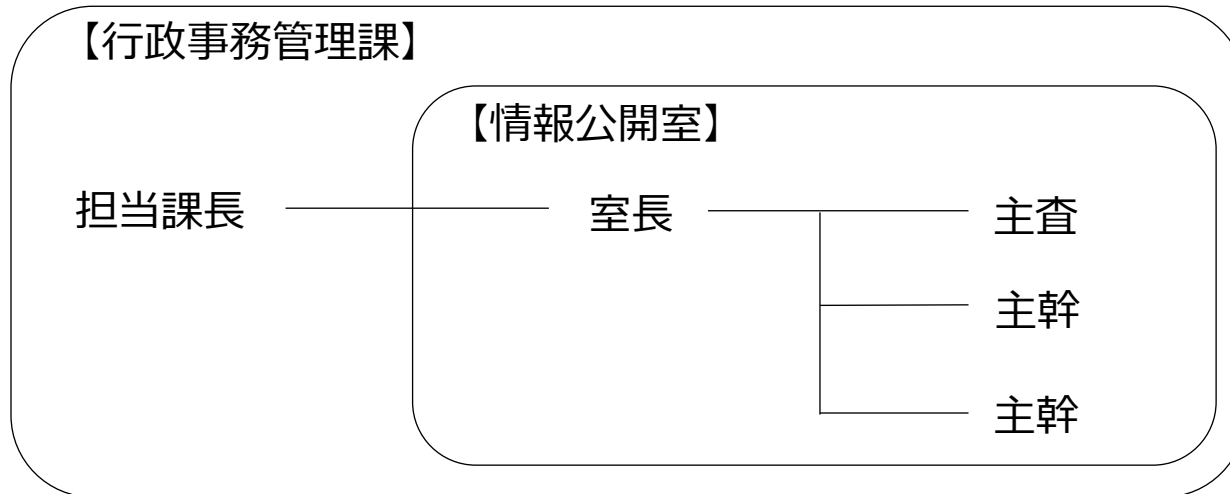
岡山市における個人情報保護法の運用状況



令和6年2月14日
岡山市総務局行政事務管理課

施行後の運用体制等

● 個人情報保護制度担当部署の体制



正規職員 3人

再任用職員 2人

合計5人

● 庁内研修の実施状況

- 令和5年3月 全庁向け オンデマンド研修
- 令和5年4月 新規採用職員向け 対面研修

開示請求の対応状況

● 開示請求に係る手数料及び開示決定までの期間の定め

- 開示請求に係る手数料は無料（法施行前も無料と規定）
- 写しの作成及び送付に要する費用負担について規定（法施行前も同様）
- 開示決定等の期限は、請求日の翌日起算で14日以内（法施行前も同様）
- 30日以内に限り、期限の延長が可能（法施行前は45日以内に限り、期限の延長可）

● 開示請求先及び事務処理体制

- 開示請求の受付は、情報公開室及び当該開示に係る保有個人情報所管部署（以下「担当課」という。）のいずれでも可能
- 受付後の開示請求書は、当該開示に係る担当課に引継ぎ、同部署が開示決定を行う。
- 開示決定を行う際、全件情報公開室に合議し、開示文書等のチェックを行う。

開示請求の対応状況

● 法施行後の開示請求件数（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで請求分）

開示請求件数	97件
本人による請求件数	81件
法定代理人による請求件数	6件
任意代理人による請求件数	10件
うち土業の資格を有する者からの請求件数	3件

● 上記開示請求に対する決定等の内訳件数

全部開示決定の件数	46件
一部開示決定の件数	36件
不開示決定の件数	13件
うち存否応答拒否の件数	0件
請求の取り下げ件数	2件

利用目的

● 利用目的の特定等について

- 利用目的の特定及び変更に係る庁内統一ルールは作成していない。
- 個人情報ファイル簿の作成とあわせて、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の資料 5 を確認して利用目的を特定することとしている。
- 利用目的は、保有個人情報を取扱う各担当課において管理するとともに、情報公開室においても各担当課から情報共有を受けて全体分を管理している。
- 利用目的を変更した実例はない。

利用目的

● 目的外利用提供について

目的外利用及び提供に係る庁内統一ルールは作成していない。「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を確認し、各担当課が、目的外利用提供の判断をしている。また、必要に応じて、情報公開室と協議を行っている。

- 刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察への提供（法第69条第1項）
- 弁護士法第23条の2に基づく弁護士への提供（同上）
- 学校からPTAに学校園の生徒・児童の氏名、学年、クラスなどの保有個人情報を提供（法第69条第2項第1号）
- 成年後見人候補者に対して、市長申立の対象となる被後見人候補者の氏名、住所、生年月日、性別、資産などの保有個人情報を提供（法第69条第2項第4号）

利用目的

● 措置要求の実施について

利用目的のための提供、法第69条第2項第4号による提供にあたって、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の措置を求めている。

安全管理措置の状況

- 安全管理措置として、本市では「岡山市保有個人情報管理規程」を策定し、保有個人情報の取扱いについてルール化している。
- 上記規程に基づき、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託先と法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結することとしている。
- 覚書は、再委託の制限、利用及び提供の制限、複写・複製の禁止、委託先への監督、消去や返却等、事故発生時の報告等について規定している。
- 各担当課が覚書を締結するにあたっては、全件行政事務管理課への合議することとし、情報公開室において内容のチェックを行っている。

個人情報ファイル簿

- <標準様式第1－5>を基本としているが、本市では、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、条例の規定により個人情報ファイル簿を作成することとしており、法で規定する個人情報ファイル簿とあわせて管理している。
- 個人情報ファイルの記録項目に変更があった場合、担当課において個人情報ファイル簿を作成し情報公開室へ提出する。情報公開室は提出のあった個人情報ファイル簿を確認し、修正後のものに差し替えて公表を行う。
- 個人情報ファイル簿 総件数 826件
- 上記のうち、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル簿 件数 259件
- 上記のうち、行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル簿 件数 205件

行政機関等匿名加工情報

● 提案募集の実施状況

- ・ 提案募集期間 令和5年8月16日から令和5年9月15日まで
- ・ 提案募集方法 市ホームページに提案の募集要項を公示
- ・ 提案件数 1件（個人情報ファイル 4件）
- ・ 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - ▶ 国保総合システム個人情報ファイル（国保－被保険者）
 - ▶ 国民健康保険関連情報ファイル（国保－レセプト）
 - ▶ 特定健診等データ管理システム個人情報ファイル（国保－特定健診）
 - ▶ K D Bシステム個人情報ファイル（国保－介護）

行政機関等匿名加工情報

● 提案の審査

・ 審査担当

- ▶ 国保年金課長 (提案に係る個人情報ファイル所管部署)
- ▶ 行政事務管理課担当課長 (個人情報保護制度担当部署)
- ▶ デジタル推進課長 (デジタル化に関する担当部署)

・ 審査方法

法令等の審査基準を記載した審査用シートにて各審査担当課がチェック項目を確認する方式により審査を行う。

- ▶ すべての審査担当課がすべての基準について適合
→ 審査基準に適合
- ▶ 同じ基準について、すべての審査担当課が不適合
→ 審査基準に適合していない
- ▶ 同じ基準について、一部の審査担当課が不適合
→ 審査担当課が集まり、該当審査項目について協議及び審査を行い判断

その他

● 審議会等への諮問状況

専門的知見に基づく意見聴取に係る諮問実績なし

● 条例要配慮個人情報

本市では、条例要配慮個人情報を規定していない。

個人情報保護制度に関するご意見・ご要望

- 保有個人情報の取扱いを委託する場合に、法令等に基づいた地方公共団体として必要な措置を規定した覚書の締結を行っているが、委託先から委託先における個人情報の取扱いの基準で保有個人情報を取扱いたいとの申し出がある。
- 法により地方公共団体が必要な措置を講じることについて、委託先に理解をしていただくのに苦慮している。
- 再委託先に対しても委託先と同様の措置を求めているが、委託先が、委託先と再委託先との個人情報の取扱いに関して従来からの協定等があるので、その基準で保有個人情報を取扱いたい旨の申し出がある。
- 法により地方公共団体が措置しなければならない事項について説明するが、委託先の理解がなかなか得られない。
- 運用に関する事例の共有を内部で行いたいが、法の適用から間もないため、事例が蓄積されていない。事例等の共有が今後の課題と考えている。